シルバー人材センターを「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」の適用除外とすることを求める意見書

シルバー人材センター(以下、「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立され、県知事の認可を受けた公益法人であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供すること等により、高齢者の社会参加を促進し、併せて高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進を図り、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費の削減などに貢献しています。

令和5年10月から消費税の「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」が 導入される予定となっていますが、同制度が導入されると、免税事業者である センターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは 仕入税額控除が認められず、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じます。 しかし、公益社団法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新た な税負担の財源は全くありません。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。また、センターにとっての新たな税負担はまさに運営上の死活問題です。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が 1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであ り、少額の収入しかないセンターの会員の手取り額がさらに減少することなく、 また、センターにおいては、今後とも安定的かつ継続的な事業運営が可能とな るよう適切な措置を講じられるよう強く要請します。

よって、政府におかれましては、シルバー人材センターを「適格請求書等保 存方式 (インボイス制度)」の適用除外とするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

岩手県花巻市議会議長 藤 原 伸